

◇ 学校施設の耐震診断結果(幼稚園)

平成21年4月1日現在

学校名	建物名	建築年月	構造 ※8	階数	延床面積 (㎡)	構造耐震指標 (Is値等)※7	耐震緊急度 ※3	備考 ※9
すずかけ幼稚園	園舎	H8.1	S	1	320	-	-	新耐震基準
西小名浜幼稚園	園舎	H6.2	S	1	502	-	-	新耐震基準
玉川幼稚園	園舎中央	S49.3	S	1	329	0.30	2	平成30年度までに耐震化
	園舎西	S53.11	S	1	143		2	平成30年度までに耐震化
	園舎南	S56.3	S	1	155	0.90	-	耐震性あり
江名幼稚園	園舎	S57.3	S	1	503	-	-	新耐震基準
錦幼稚園	東園舎	S46.3	S	2	557	0.25	1	平成24年度までに耐震化
	西園舎	S46.3	S	1	243	0.54	4	平成30年度までに耐震化
	北園舎	H13.1	S	1	132	-	-	新耐震基準
汐見が丘幼稚園	園舎	S55.3	S	1	333	0.65	5	平成30年度までに耐震化
湯本第一幼稚園	園舎	H4.2	S	1	320	-	-	新耐震基準
湯本第二幼稚園	園舎	S62.3	S	1	321	-	-	新耐震基準
湯本第三幼稚園	園舎	S61.3	R	2	407	-	-	新耐震基準
磐崎幼稚園	北園舎	S41.3	W	1	287	1.52	-	耐震性あり
	南園舎北	S59.3	S	1	83	-	-	新耐震基準
	南園舎南	H11.9	S	1	50	-	-	新耐震基準
藤原幼稚園	園舎中央	H10.3	S	1	244	-	-	新耐震基準
	園舎南	H10.3	S	1	77	-	-	新耐震基準
内町幼稚園	園舎	S52.2	S	1	330	0.45	3	平成30年度までに耐震化
高坂幼稚園	西園舎	S32.11	W	1	308	0.16	1	平成24年度までに耐震化
	東園舎	S53.11	W	1	120	0.65	1	平成24年度までに耐震化
宮幼稚園	園舎	H2.2	S	1	321	-	-	新耐震基準
四倉第一幼稚園	園舎	S39.3	W	1	760	1.20	-	耐震化済
四倉第二幼稚園	園舎	H12.3	S	1	325	-	-	新耐震基準
四倉第三幼稚園	園舎	S37.3	W	1	426	0.23	1	平成24年度までに耐震化
四倉第四幼稚園	園舎	S56.3	S	1	300	0.18	1	平成24年度までに耐震化

◎ 対象施設

「階数が2以上」又は「床面積の合計が200㎡以上」の小・中学校施設（校舎・屋内運動場）及び全ての幼稚園園舎を対象としています。

◎ 耐震化の目標年度については、設計結果による耐震化手法の変更、実施計画(年次計画)の進捗状況及び国の補助制度の見直し等により変更が生じる場合があります。

用語解説

用語		解説
※1	新耐震基準	<p>昭和56年の建築基準法改正で示された現行の耐震基準でそれ以前の耐震基準（旧耐震基準）と区別するため新耐震基準と呼んでいる。</p> <p>この新耐震基準は、中規模な地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、大規模な地震（震度6強以上）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。</p> <p>この新耐震基準による建築物は、耐震性能を有すると考えられるが、旧耐震基準による建築物は、定められた方法により耐震性能の有無を確認（耐震診断）する必要がある。</p>
※2	耐震診断 （二次診断）	<p>二次診断は、建物の耐震性能を詳細に評価する診断方法（コンクリート強度試験など）で、補強内容を検討する際に使用する。</p> <p>また、建物の耐震性能を簡略的に評価する耐震診断として一次診断がある。</p> <p>本市では、「階数が2以上」または「延床面積200㎡以上」の小中学校施設（校舎・屋内運動場）及びすべての幼稚園園舎において二次診断を実施している。</p>
※3	耐震緊急度	<p>耐震化を図る施設の優先順位を決定するための指標。</p> <p>耐震診断の結果に基づき判定された耐震性能の度合いであり、数字が小さいほど耐震性能が低くなる。</p>
※4	屋内運動場（屋体）	<p>いわゆる体育館のこと。</p> <p>※ 耐震診断結果について、小学校と中学校が併設している学校の屋内運動場についてはいずれか一方に表示。</p>
※5	地震防災対策特別措置法	<p>大地震について防災対策の強化を図る法律。</p> <p>阪神・淡路大震災を契機に立法化され平成7年に施行。</p> <p>地震防災緊急事業5箇年計画の実施に向けての国の財政上の特別措置、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備が定められている。</p> <p>平成20年6月に同法の一部が改正され、大規模な地震により倒壊の危険性が高いとされている学校施設を対象に国庫補助率を引き上げるなど耐震化促進策の措置がとられた。</p>
※6	建築非構造部材	<p>建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体（主体構造、躯体）以外の部材を指す。</p> <p>※ 天井材、窓ガラス、照明器具等</p>

用 語	解 説
※7 構造耐震指標 ・ 非木造の場合 (Is 値) ・ 木造の場合 (Iw 値)	<p>建物の耐震性能を表す指標のことで、地震力に対する建物の強度、靱性（変形能力、粘り強さ）が大きいほど、数値も大きくなり耐震性能も高くなる。</p> <p>非木造（鉄筋コンクリート造（R）、鉄骨造（S））の場合</p> <p>(1) Is 値 0.3 未満の場合 大規模な地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。</p> <p>(2) Is 値 0.3 以上 0.6 未満の場合 大規模な地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある。</p> <p>(3) Is 値 0.6 以上の場合 大規模な地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。</p> <p>木造（W）の場合</p> <p>(1) Iw 値 0.7 未満の場合 大規模な地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。</p> <p>(2) Iw 値 0.7 以上 1.0 未満の場合 大規模な地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある。</p> <p>(3) Iw 値 1.0 以上の場合 大規模な地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。</p> <p>【注】「大規模な地震」とは震度 6 強以上の地震を指す。 なお、文部科学省では、地震発生時の児童生徒等の安全性、被災後の避難場所としての機能を考慮し、耐震性確保の基準を鉄筋コンクリート造・鉄骨造の場合においては、Is 値が 0.7 を超えること、また、木造の場合においては、Iw 値が 1.1 を超えることを基準としている。</p>
※8 構造	R = 鉄筋コンクリート造。 S = 鉄骨造。 W = 木造。
※9 新耐震基準 耐震性あり 耐震化済	<p>現行の耐震基準に基づき建設された施設。</p> <p>旧耐震基準の建築物で、当初より耐震性が確保されている施設。</p> <p>補強工事を実施し、耐震性が確保された施設。</p>